

# 令和4年度 水道用薬品購入仕様書

## 1 品名

水道用粉末活性炭

## 2 品質

### (1) 品質項目

日本水道協会規格（JWWA K 113：2005-2，最新版）に適合すること。  
ただし水分含有率は5%以下であること。

品質項目	結果及び外観
フェノール価	25以下
ABS 価	50以下
メチレンブルー脱色力	150mL/g 以上
ヨウ素吸着性能	900mg/g 以上
pH 値（1%懸濁液の浸出液）	4～11
塩化物イオン	0.5%以下
電気伝導率（1%懸濁液の浸出液）	900 $\mu$ S/cm 以下
乾燥減量	5%以下
ふるい残分（ふるい目開き 75 $\mu$ m）	10%以下

### (2) 評価項目

最新の「水道施設の技術的基準を定める省令」別表第1に掲げる項目について、適合すること。なお、その際に適合を判断する設定最大注入率は、原則、水分5%の粉末活性炭に換算して50mg/Lとするが、県の了解があれば変更してもよい。

## 3 納入場所

納入場所	瀬野川浄水場 (広島市安芸区畑賀町2970)
年間購入予定数量	12,000kg
1回当たり発注数量	6,000kg (ジェットパッカー車の搭載量による)

## 4 納入方法

- (1) 当所職員の指示する活性炭貯蔵槽に入れること。
- (2) 受入口は、株式会社オガノ製パロットカップリング（オス）呼び径108である。
- (3) 運搬車と受入口を結ぶジョイントホースは、納入業者が準備すること。
- (4) 原則として、納入は平日昼間とするが、緊急時は休日夜間でも納入可能とすること。
- (5) 緊急時を除き、通勤通学の時間帯（7：30～9：00）に運搬車を搬入しないこと。

## 5 検収方法

- (1) 品質項目については、納入薬品と同一ロットの分析試験成績表を納入の都度提出すること。

(2) 購入量の単位は、重量 (kg) とする。したがって、納入量の検収は、公認計量所の計量証明書に記載で行う。

## 6 品質証明

契約締結後速やかに、次の(1)~(3)うち、いずれかの項にあるすべての書類を提出すること。ただし、年度の途中で、原材料及び製造工程を変更した場合は、納入以前に各書類を再度提出すること。

(1) 納入品が日本水道協会の品質認証品である場合

- ・ 「水道用薬品等の認証登録証」の写し

(2) (1)以外で、納入品の原料や製法の条件が日本水道協会の規格を満たす場合

- ・ 原料や製法の条件が、日本水道協会の規格「原料が木質系で製法が水蒸気賦活法」を満たすことを示す書類
- ・ 品質項目が2-(1)に適合していることを示す書類
- ・ 評価項目が下表の11項目に適合していることを示す書類

評価項目	評価基準値 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.0003
水銀及びその化合物	0.00005
セレン及びその化合物	0.001
鉛及びその化合物	0.001
ヒ素及びその化合物	0.001
六価クロム化合物	0.005
亜鉛及びその化合物	0.1
銅及びその化合物	0.1
マンガン及びその化合物	0.005
ニッケル及びその化合物	0.001
アンチモン及びその化合物	0.0015

※ 評価の際の設定最大注入率は、水分5%の粉末活性炭に換算して50mg/Lとするが、県との協議により変更してもよい。

(3) (1)及び(2)以外の場合

- ・ 品質項目が2-(1)に適合していることを示す書類
- ・ 評価項目が2-(2)に適合していることを示す公的機関等の分析結果書の写し（最新のもの）

## 7 参考

貯蔵槽有効容量 46 m<sup>3</sup>